

人材紹介基本契約書

〇〇株式会社（以下「甲」という）と I's Group Holdings 株式会社（以下「乙」という）は、乙が甲に対して行う人材紹介（以下「本業務」という）について、以下のとおり契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条（定義）

本契約における用語の定義は、以下のとおりとする。

- （1） 人材紹介とは、乙が甲および求職者の申込みを受け、甲と求職者との間における雇用関係の成立を斡旋することをいう。
- （2） 新規採用者とは、乙が甲に紹介し甲が採用することを決定した者をいう。
- （3） 個人情報とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により当該個人を識別できる情報（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できる情報を含む）をいう。
- （4） 理論年収とは、新規採用者に対して提示される労働条件を基準に想定される、月次給与の12カ月分（年俸制をとる場合は年俸額）、通年賞与および新規採用者と同等の甲の被雇用者に対して支払われる諸手当（通勤手当含む）の合計額をいう。

第2条（本契約の概要）

1. 甲は乙に対し本業務を委託し、乙はこれを受託する。
2. 乙は、甲に対し、本業務の対価として、第7条の定めに従い報酬を支払う。

第3条（通知・協力義務）

1. 甲は、乙の紹介する求職者に関して自ら選考の上採用するか否かを決定するものとし、これを決定した場合、当該決定内容を乙に対して通知する。
2. 乙は、甲が前項に従い通知をしたときは、遅滞なく、当該求職者に対し、甲から通知された内容通知する。
3. 甲は、求職者を求人票において予め明示された労働条件から変更（特定、削除または追加を含む）した労働条件によって採用しようとするときは、当該変更内容について、乙に通知したうえで、自らの責任において速やかに求職者に明示しなければならない
4. 職業安定法第65条9項に違反した場合において、求職者が、乙に対し、前項において通知された労働条件と異なることを理由に、損害賠償等の請求または主張を行う場合、甲は、乙が負担することとなったすべての費用、損害等につき賠償しなければならない。
5. 甲は、自己の求める求人像の特定に関して乙に協力するものとし、乙の請求に応じて、求人案件の内容に関する情報や会社案内等の資料を提供する。

6. 甲は、乙が求職者を紹介した後に、当該求職者について他の手段により応募があった場合には、乙の紹介による応募を優先して取り扱わなければならない。
7. 甲は、乙から紹介された求職者が他企業の求人に応募する場合があることを予め承認する。
8. 甲は、求職者が在籍している企業または在職していた企業に連絡してはならない。ただし、甲が求職者の承諾を得た場合は、この限りではない。
9. 甲は、新規採用者の内定を取り消す場合、乙に通知の上、すべて自己の責任において、新規採用者との間に発生する紛争を処理する。ただし、内定取消が乙の責に帰すべき事由による場合は、この限りではない。
10. 甲は、新規採用者を期間の定めのない雇用形態において雇用する社員として採用した場合において、当該新規採用者が入社後3カ月以内に退職（解雇による退職を除く）したときには、当該事実を速やかに乙に報告しなければならない。また、甲は、乙から当該事実の有無について確認を受けた場合、これに協力するものとする。

第4条（守秘義務）

1. 甲および乙は、相手方から開示された営業機密に類する企業情報および本契約の内容を秘密に保持し、第三者に対して提供してはならず、また、本契約の目的以外で使用してはならない。
2. 次の各号のいずれかに該当する情報については、前項の規定を適用しないものとする。
 - (1) 相手方から開示を受ける前に、既に自己が保有していた情報。
 - (2) 相手方から開示を受ける前に、既に公知または公用となっていた情報。
 - (3) 相手方から開示を受けた後に、自己の責によらず公知または公用となった情報。
 - (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手した情報。
 - (5) 相手方から開示を受けた情報によらず、独自に開発した情報。

第5条（個人情報）

1. 甲および乙は、甲が乙の紹介する求職者を採用するか否かにかかわらず、紹介されるすべての求職者の個人情報が法令により保護される対象であることを確認する。
2. 乙は、求人条件に何ら関連のない求職者の病歴等の機微な個人情報について、求職者から収集せず甲に対して開示または提供しない。
3. 甲および乙は、個人情報を自己の責任による適切な管理のもとに秘密として取り扱い、求職者本人の事前の承諾なくして第三者に提供してはならず、また、本業務以外の目的で使用してはならない。
4. 甲および乙は、本業務に必要な範囲を超えて個人情報を加工または複製してはならない。

第6条（報告義務）

甲および乙は、前二条に規定する情報（以下「秘密情報」という）が漏洩した場合または漏洩したおそれがある場合、直ちにその内容を相手方に報告し、相手方と協議の上、適切な対応をとらなければならない。

第7条（報酬額と支払方法）

1. 報酬は、乙が求職者を紹介した日から1年以内に当該求職者を採用することを決定し、当該求職者が実際に甲に入社した場合に発生する。
2. 報酬の金額は、求職者が未経験の場合、新規採用者の理論年収額の30%（消費税別）、経験者の場合は新規採用者の理論年収額の35%(消費税別)とする。
3. 前項の規定は、甲が乙の紹介する求職者の不採用を決定した日から1年以内に、甲が乙を経由せずに当該求職者に雇用の申込をし、当該求職者がこれを承諾した場合、または甲の斡旋により甲の関係会社が当該求職者を採用した場合にも適用される。なお、甲が乙に当該求職者の採用を故意または過失により通知しなかった場合は、前項の報酬に加え当該報酬と同額の違約金を支払うものとする。
4. 乙は甲に対して、第1項の報酬額を新規採用者の入社を確認後、当月末に請求書を発行する。甲は、翌月15日までに乙が指定する金融機開口座に振込む方法により支払う。なお、振込手数料および第1項において発生した報酬額にかかる消費税は、いずれも甲の負担とする。

第8条（報酬の返還）

乙は、新規採用者が自己都合（死亡、病気または甲の責めに帰すべき事由を除く）を理由に退職した場合、甲が乙に対して支払った紹介手数料を次の定めに従って甲に返還するものとする。

<入社日から起算した新規採用者の在籍期間>	<返還割合>
<u>1日</u> 以上 <u>30日</u> 以下	紹介手数料の <u>70%</u> 相当額
<u>31日</u> 以上 <u>90日</u> 以下	紹介手数料の <u>50%</u> 相当額
<u>91日</u> 以上 <u>180日</u> 以下	紹介手数料の <u>10%</u> 相当額

甲は乙に対して、新規採用者の退職日から5営業日以内に退職の事実を書面により通知し、乙は、これを受け退職を確認したうえで甲へ返還する。なお退職日に関しては雇用保険被保険者資格喪失届に準じて甲乙確認の上、算定するものとする。

第9条（法令順守）

甲および乙は、求職者を採用・雇用し、または本業務を遂行するにあたり、関係諸法令（労働基準法、労働契約法、職業安定法等）の定める求人者または職業紹介事業者の義務を遵守しなければならない。

第10条（反社会的勢力の排除）

1. 甲および乙は、自己が次の各号の一に該当しないこと、および今後もこれに該当しないことを表明・保証し、相手方が各号の一に該当した場合、または該当していたことが判明した場合には、別段の催告を要せず、即時に全取引を停止し、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年が経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動党標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者（以下、あわせて「反社会的勢力」という）であること。
 - (2) 役員もしくは実質的に経営を支配する者が反社会的勢力であること。
 - (3) 親会社、子会社（いずれも会社法の定義による。以下同じ）または本契約の履行のために再委託する第三者が前2号のいずれかに該当すること。
 - (4)
2. 甲および乙は、相手方が次の各号の一に該当した場合、別段の催告を要せず、即時に全取引を停止し、本契約を解除することができる。
- (1) 相手方に対して脅迫的な言動をすること、もしくは暴力を用いること、または相手方の名誉・信用を毀損する行為を行うこと。
 - (2) 偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害すること。
 - (3) 相手方に対して法的な責任を超えた不当な要求をすること。
 - (4) 反社会的勢力である第三者をして前3号の行為を行わせること。
 - (5) 自らまたはその役員もしくは実質的に経営を支配する者が反社会的勢力への資金提供を行う等、その活動を助長する行為を行うこと。
 - (6) 親会社、子会社または本契約の履行のために再委託する第三者が前5号のいずれかに該当する行為を行うこと。
3. 甲および乙は、前2項により取引を停止または本契約を解除されたことを理由として、相手方に対して、損害の賠償を請求することができない。
4. 第1項または第2項の各号に定める行為により損害を被った当事者は、相手方に対して、その損害の賠償を請求することができる。

第11条（解約）

1. 甲または乙は、相手方が本契約の定め違反した場合において、その違反の是正を要求したにもかかわらず、その要求の日から14日以内に相手方の違反が是正されないときには、書面による通知により本契約を解除することができる。
2. 甲または乙は、相手方が次の各号の一に該当した場合、何らの催告を要することなく、直ちに本契約を解約することができる。
 - (1) 相手方が20日以上音信不通の場合
 - (2) 差押え、仮差押え、仮処分、競売の申立て等を受けた場合。
 - (3) 民事再生手続開始、会社更生手続開始、破産手続開始、特別清算手続開始等の申立てを受け、または自ら申立てた場合。
 - (4) 正当な理由なく公租公課を滞納して差押えを受けた場合。
 - (5) 財産上の信用にかかわる担保権の実行があった場合。
 - (6) 手形、小切手を不渡りとしたとき、または支払停止となった場合。

- (7) 法人を解散した場合。ただし、あらかじめ相手方が書面による承諾をしたときには、この限りではない。
- (8) 乙が関連諸法令に違反し、事業の許可を取り消されもしくは事業停止命令を受け、またはその有効期間の更新ができなかった場合。
- (9) その他前各号に準ずる行為があった場合。

第12条（期間）

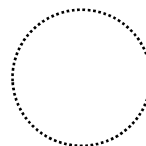
- 1. 本契約の有効期間は、契約締結日から1年間とする。ただし、甲乙いずれからも期間満了1カ月前までに書面による解約の申し出がない場合は、更に1年間本契約を更新するものとし、以後も同様とする。
- 2. 本契約終了後においても、第4条、第5条、第6条、第7条、第10条第3項・第4項、第13条および本項はなおも効力を有する。また、本契約終了時点において、乙が甲に紹介し既に甲における選考が開始している求職者に関しては、本契約の各条項が適用されるものとする。

第13条（紛争解決）

- 1. 本契約に定めのない事項または本契約の解釈に関して疑義のある事項については、甲および乙は誠意をもって協議のうえ解決する。万一協議が調わない場合は、訴額に応じ、被告の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

甲： ○○株式会社
愛知県名古屋市 XXXXXXXXXXXXX
XXビルX階



乙： I's Group Holdings 株式会社
愛知県津島市百島町献上1-2
代表取締役 石橋 弘隆
許可番号 23-ユ-303317

